



広報

たるい



みごとなスティックさばきで好プレーが続出

～ゲートボール大会～(関連記事7ページに記載)

主な内容

●平成12年度自治功労者表彰	2
●応急手当を学ぼう	3
●ウエルカム21ぎふ・イベント紹介	4
●西濃地域の施設散策ガイド	5
●祭り点描	6
●まちの話題	7
●INFORMATION お知らせ	8～10
●いただきま～す・年金コーナー	11
●地区公民館事業	12
●Booksインフォメーション・歴史探訪	13
●みんなの広場・もよおしもの	14～15
●戸籍の窓	16
●保健情報	17～18



平成12年度

自治功労者を表彰

平成12年度自治功労者表彰式が5月3日、中央公民館町民ホールで行われ、約80人が出席しました。

今年度の自治功労者は、教育行政の振興に尽力された小竹治吉さん、地域の交通安全活動と視聴覚教育の推進に尽力された服部敏雄さん、スポーツの振興に尽力された小野詰二さんの3名で、自治功労章と記念品が贈られました。

また、式典終了後、町職員永年勤続者12名を表彰しました。



▶小竹治吉さん



▶服部敏雄さん



▶小野詰二さん

勤続30年

乾豊、安田和子、

大橋晴代、高木房子

勤続20年

山部靖司、川瀬俊美、

渡辺保彦、藤井むつ子、

高木政子、早野博文、

渡辺栄美子、出口智恵子

男女共同参画社会の

実現を目指して

平成11年6月「男女共同参画社会基本法」が制定されました。皆さんも制定を契機に男女共同参画社会について考えてみてください。

なぜ必要？

男女共同参画社会基本法・・・

我が国の憲法には個人の尊重、法のもとの平等がうたわれており、男女平等に向けていろいろな施策が取り組まれてきました。しかし、大事な意志決定の場に女性を加われなかったり、男女間の不平等を感じたりすることもまだまだ多いようです。また、少子高齢化など私たちの生活をめぐる状況が変化していく中で、男女が「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担にとらわれずに、職場・学校・地域・家庭でそれぞれの個性と能力を発揮できるように社会づくりが必要となっています。こうした新しい社会をつくっていくため、男女共同参画社会基本法は、5本の柱をうちたて、行政と国民それぞれが果たさなくてはならない役割を定めています。私たちの周りでできることから男女共同参画社会を実現していきませんか。



一刻をあらそう場合の応急手当

呼吸も脈もなかったら

脈が触れないということは心臓が停止しているサインです。

一刻も早く、人工呼吸と心臓マッサージをあわせて（心肺蘇生法）実施してください。

心肺蘇生法

1人で行う場合

心臓マッサージ 15回ごとに人工呼吸2回。
心臓マッサージは毎分80～100回のリズムで。

2人で行う場合

1人は心臓マッサージを、もう1人が人工呼吸を行う。心臓マッサージ5回に1回の割合で人工呼吸を行う。
リズムは1人で行う時と同様。



※詳しくは消防署にて講習会を開いています。

☎ 23-2030 までご連絡を。

応急手当を学ぼう

病気やけが、事故などは、時間や場所を選ばず、ある日突然に襲いかかってくる可能性があります。そんなとき、あなたはどうしますか？医師にみせるまでの間に、どんな対応ができるかが、病気やけがの経過に、ひいては命を救えるかに左右するのです。不測の事態に対応するために、冷静な観察と判断、そして正しい応急手当を身につけておきたいものです。

人権擁護委員制度をご存じですか

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。

昭和23年にまず政令に基づいて人権擁護委員制度が設けられ、翌24年6月1日に人権擁護委員法が施行されました。これにより、地域住民の中にあつて国民の基本的な人権を擁護する機関である人権擁護委員制度が誕生しました。

近年の我が国社会の人権状況を見てみますと、同和問題を始め、女性、子供、高齢者、障害のある人、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人の問題、更には、高度情報社会を反映したインターネット、ファクシミリ通信などの新しいメディアを利用した差別事象や、プライバシーの侵害の問題などが発生し、人権問題は多様化しつつあります。

こうした中、平成7年から「人権教育のための国連10年」が開始され、平成9年7月には、その国内行動計画が策定され、普段から家庭、学校、職場、地域社会など様々な場面で、人権とは何かということを一入ひとりごち考え、人権尊重の意識を高めることが強く求められています。

また、昨年7月29日には、人権教育・啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について、人権擁護推進審議会から答申

があり、人権尊重の理念について国民相互の理解を深めることを目的として行われる人権教育・啓発の果たす役割は極めて大きいといわれています。

そこで、法務省と全国人権擁護委員連合会では、「人権の世紀」と言われる21世紀を問近に控え、すべての人々の人権が尊重される社会を実現するためには、私たち一人ひとりが身近な差別や偏見について考えることが必要であるとの認識の下に、各人が心と心のネットワークで結ばれ、人権尊重の輪を一層広げてほしいとの願いを込め、啓発活動重点目標を「考えよう あなたの人権 わたしの人権 21世紀へつなげよう心のネットワーク」と定め、積極的な啓発活動を展開しています。

垂井町には、町長から推薦されて法務大臣が委嘱した次の人権擁護委員がおられます。

- 井上 好伸 垂井町岩手1308 ☎1058
 - 岩田 孝行 垂井町市之尾216 ☎2455
 - 大橋 作蔵 垂井町栗原1523 ☎0608
 - 北村 光弘 垂井町2059-9 ☎1604
 - 久保田和喜 垂井町表佐1659 ☎5254
 - 藤塚 和雄 垂井町宮代2287 ☎2275
 - 安田さか江 垂井町1024-8 ☎1719
- 相談は、無料で秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

